

定 款

ダイトケミックス株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ダイトケミックス株式会社と称し、英文では、Daito Chemix Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 感光性樹脂材料、写真感光材料、合成染料、医薬品、農薬およびそれらの中間物ならびに有機化学薬品、無機化学薬品の製造販売
- (2) 前号に関連する試作品製造の受託
- (3) 前各号に関連する製造業務、入出荷業務、検査分析業務、実験業務、経理事務処理業務、文書管理業務および受付業務等の請負業
- (4) 食品添加物の製造販売
- (5) 建築材料の製造販売
- (6) 各種化学工業用機械設備（反应用機器・乾燥機器・ろ過機・熱交換器等）の設計、修理、点検および付工事
- (7) 産業廃棄物の収集、運搬、処理および環境測定に関する事業
- (8) 損害保険代理業
- (9) 不動産の賃貸および管理業
- (10) 貨物自動車運送事業および倉庫業
- (11) 建築物および関連設備の警備、清掃、保全に関する事業
- (12) 焼却炉、ボイラー、蒸留回収設備等の運転管理の受託
- (13) 労働者派遣事業法にもとづく労働者派遣事業
- (14) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,790万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および(新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序によって、他の取締役がその任にあたる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当社の取締役は、7 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(社外取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約書を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期および常勤の監査役)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 3 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(社外監査役の責任免除)

第38条 当社は、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約書を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て決議する。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第44条 剰余金の期末配当または中間配当は、その支払開始の日から満3カ年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払いの義務を免れる。